

律法を超える神の子イエス

(ヨハネ五・一〜一八)

「人間として生きていく以上、自分の望むように生きたい。良い仕事をしたいのだ。正しい裁判をしたいのだ。経済犯を裁くのにヤミはできない。ヤミに関わっているという曇りが少しでもあれば自信をもてない。矩子、私の食事は配給米だけで賄ってくれ。倒れるかもしれないし、死ぬかもしれない。しかし良心をごまかしていくよりは良いから」これはヤミ米を拒否して餓死した裁判官、山口良忠氏が妻に残したことばである。胸が詰まる。そもそも法は社会に秩序や正義、そして合理性を規定するために置かれるものであるが、この三者が相反する状況になり、それがさらに先鋭化すると右記のようなことが起こる。法の限界を意識させる事例である。

閑話休題。イエスはユダヤ人であり、

神のことばを愛する者であったが、同時に法を用いて人を束縛し自由を奪う企てに敢然と立ち向かったお方である。以下、安息日をめぐるユダヤ人とイエスの論争を見、法を超えた存在であるイエスについて考えたい。

一、人を束縛する法的根拠

イエスとユダヤ人の安息日論争の発端になったのはかの三十八年の長きにわたって病に苦しんでいた男の癒しであった。心身ともに萎え果てていた男にイエスは「起きろ、歩け」と命じるとなんと彼ははいやされ、歩き出すことが出来たのである。聖書には書かれていないがその男の喜びはまさに躍り上がるんばかりのものであったことは想像に難くない。しかし好事魔多し。イエスに代わって彼の前に立ちはだかつたのはユダヤ人、しかもエルサレムの宗教指導者たちであった。そして彼らは口々に言った。「今日は安息日だ。床を取り上げてはならない」と。

旧約聖書によれば安息日に禁じられているのはいわゆる「労働」である。そこから考えれば寝具を運ぶことがなぜ労働なのかというようにも思えるのだが、ユダヤ人たちがこう言うのには根拠があった。というのもユダヤ教のラビの口伝を収集した「ミシュナ」の中に物を運ぶことは安息日に禁じられている三九の労働の一つに数えられていたからである。だが、それにしても、である。ユダヤ人たちもこの男の素性は知っていたはずではないか。苦節三八年の末に与えられたいやしとともに喜ぶことは自然なことではないか。しかし彼らにはそれが出来なかつた。それどころか

彼らがしたことはこの男の中に灯った喜びの火を吹き消すように、運ぶな、踊り歩くなということだつたのである。

二、人を自由にする法を超えた根拠

かの宗教指導者たちは、この男に違反をさせた者を探し、それがイエスであることを確かめるやイエスを迫害した。しかしイエスはそれに屈することはなく、反論を試みた。一七節の「わたしの父は今に至るまで働いておられます。ですからわたしも働いているのです。」がそれだ。ちなみにこれは全く妥当性を欠いた議論ではない。現にイエスとほぼ同じ時代、すなわち第一世紀を生きた四名の高名なユダヤ人ラビ(学者・宗教指導者)たちは神は安息日の別なくいつも働いておられることを認め、かつ全地に満ち、すべてを支配する神がご自身をわざわざ律法の下に置かないからといって律法破りの汚名を着せることなどできないということを主張していた。では何がユダヤ人たちにイエスを殺害しようという思いを抱かせたのだろうか。それは一八節に明らかである。そう、問題は安息日を破った以上に、イエスが天地を造られた神を自らの父と呼び、更にその父なる神とご自身を同列において、安息日教令を超え、人を自由にするべく働いたことにある。イエスは神のみ子であり、人類

の救い主であることはこの福音書、いや聖書全体のメッセージであるが、ユダヤ人たちはその決定的なイエスの音信を理解することが出来なかつたばかりか、イエスを迫害し、いのちを狙おうとしたのである。

* * *

かの山口判事が死んだとき、日本中に大きな衝撃と論争が巻き起こった。あるものは「工夫が足りない」といい、あるものは「馬鹿正直すぎる」といい、またあるものは「それは病的だ」といつて非難した。ほかの者たちは彼のフェアプレイを称賛し、中にはこの一件を通じて判事や検事が直面しているジレンマを取り上げて彼らの待遇改善につなげたりした者もいたという。そう考えると山口判事の死は犬死ではなかつた。たとえ愚かに見えても、正義に殉じた死は何かを残すことが出来る。だが人間にできるのは所詮ここまで。法治を貫く限り人は法の下に存在せざるを得ず、それを超えることは許されないからだ。畢竟人は人を救えない。冷酷だがこれが現実だ。だがイエスは違う。彼は法を超えたところから法の下に来られた神のみ子であり、それがゆえに罪に縛られた人間に自由を与え、疲れはてた心に火をつけることが出来る。今イエスを信じよう。自由と解放はそこにある。